

令和4年3月10日

保護者の皆様

守口市教育委員会

新型コロナウイルス感染症にかかる  
市立学校における臨時休業等の対応について

平素より、学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止にご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、3月2日付けで、臨時休業方針の見直しについてお知らせしましたとおり、去る4日から、市立学校において児童生徒や教職員等が新型コロナウイルス感染症に罹患していることが判明した際には、原則3日間の「学級閉鎖」を基本として、疫学調査や施設消毒等の対応を行っているところです。

一方、「出席停止」を基本とした大阪府と同様の方針への移行については、当初3月11日からと予定しておりましたが、大阪府における「まん延防止等重点措置の延長（3月21日まで）」が決定されたことを踏まえ、移行時期について検討を進めてまいりました。

検討の結果、まん延防止等重点措置の延長及び市内の児童生徒の感染状況等を踏まえ、現行の「学級閉鎖」を基本とした対応を3月11日以降も継続し、令和4年度1学期（4月8日）から大阪府と同様の方針に移行することとさせていただきます。

つきましては、学校における感染症防止対策の徹底を図るとともに、臨時休業や出席停止期間中のオンラインによる学習支援や教育相談の充実を図り、不安やストレスを感じている児童生徒を支援してまいりますので、保護者の皆様におかれましても、ご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。

記

(1) 現行の対応（3月11日以降も継続）

①臨時休業等の取扱いについて

感染者が確認された場合、感染した児童生徒が在籍する学級（教員の場合は授業等を行った学級）を、原則3日間の学級閉鎖とし、保健所の指導のもと疫学調査や施設消毒を行います。

なお、同一学級において複数（15%以上）の感染者や濃厚接触者が確認され、学級内感染の可能性が考えられる場合には、全体で5日間まで学級閉鎖を延長します（既に閉鎖している期間を含む）。また、校内感染の可能性が複数学級で考えられる場合等には、学年閉鎖又は学校閉鎖とします。

②濃厚接触者の特定等について

疫学調査によって濃厚接触者と特定された場合には、感染者との最終接触日の翌日から7日間の自宅待機（出席停止）となります。（感染者の自宅待機は保健所の指示に従ってください）

(2) 令和4年度1学期(4月8日)以降の対応 (※感染状況に応じて変更となる場合もあります)

①感染者や濃厚接触者の出席停止について

感染者が確認された場合、感染者を出席停止(保健所に指示された期間)とし、保健所の指導のもと疫学調査や施設消毒を行い、感染リスクの高い活動を制限しつつ授業を継続します。

なお、疫学調査によって濃厚接触者と特定された場合には、感染者との最終接触日の翌日から7日間の自宅待機(出席停止)となります。

②臨時休業等の取扱いについて

直近3日間で同一学級において複数(15%以上)の感染者や濃厚接触者が確認された場合、当該の学級を原則3日間の学級閉鎖とし、保健所の指導のもと疫学調査や施設消毒を行います。

【例】1クラス40人の場合(15%以上→ $40人 \times 0.15 = 6人以上$ )

4月11日	4月12日	4月13日
感染者1名 濃厚接触者2名の特定	新たな感染者1名 濃厚接触者なし	新たな感染者1名 濃厚接触者1名の特定

4月13日の時点において、直近3日間(4/11~4/13)で計6名、15%以上となったため、原則3日間の学級閉鎖を行います。

(3) お願い

- ・お子様に風邪症状等がありましたら登校を控え、速やかに受診いただくとともに、学校へのご連絡をお願いします。
- ・ご家族の方がPCR検査等を受検することとなった場合、結果が判明するまでの間、登校は控えていただきますようお願いいたします。
- ・新型コロナウイルス感染症は、だれでも感染する可能性があります。感染者や濃厚接触者に対する差別や偏見、いじめにつながることはないよう、各家庭におかれましても、ご配慮いただきますようお願いいたします。
- ・お子様やご家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合などのご家庭での対応については、新学期(令和4年4月)に改めてお伝えしますので、ご協力をお願いいたします。